

2024年12月23日

各位

会社名 エレマテック株式会社  
代表者名 代表取締役社長 横出 彰  
(コード番号：2715 東証プライム市場)  
問合せ先 執行役員 コーポレート本部長 深水 正浩  
(TEL：03-3454-3526)

**豊田通商株式会社による当社株式に対する株式売渡請求を行うこと、当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ**

2024年12月12日付「親会社である豊田通商株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社の支配株主（親会社）である豊田通商株式会社（以下「豊田通商」といいます。）は、2024年10月30日から当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である2024年12月18日をもって、豊田通商は、当社株式37,155,069株（議決権所有割合（注1）：90.74%）を所有するに至り、当社の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に定める特別支配株主（以下「特別支配株主」といいます。）となっております。

（注1）「議決権所有割合」とは、当社が2024年10月29日付で公表した「2025年3月期 第2四半期（中間期）決算短信〔IFRS〕（連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された2024年9月30日現在の当社の発行済株式総数（42,304,946株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（1,358,813株）を控除した株式数（40,946,133株）に係る議決権数（409,461個）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。以下、議決権所有割合の記載について他の取扱いを定めません。限り同じとします。

本公開買付けの成立により、豊田通商が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至ったことから、当社が2024年10月29日に公表いたしました「親会社である豊田通商株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社株式のすべて（ただし、豊田通商が所有する当社株式及び当社が所有する自己

株式を除きます。)を取得することにより、当社を豊田通商の完全子会社とすることを目的とする一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、豊田通商は、会社法第179条第1項に基づき、当社の株主の全員(ただし、豊田通商及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。)に対し、その所有する当社株式(以下「本売渡株式」といいます。)の全部を売り渡すことの請求(以下「本株式売渡請求」といいます。)を行うことを本日決定したとのことです。

当社は、本日付で豊田通商より本株式売渡請求に係る通知を受領し、本日開催の当社取締役会において、本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本株式売渡請求の承認により、当社株式は株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2025年1月23日まで整理銘柄に指定された後、2025年1月24日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

## 1. 本株式売渡請求の概要

### (1) 特別支配株主の概要

(1) 名 称	豊田通商株式会社	
(2) 所 在 地	名古屋市中村区名駅四丁目9番8号(センチュリー豊田ビル)	
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 貸谷 伊知郎	
(4) 事 業 内 容	各種物品の国内取引、輸出入取引、外国間取引、建設工事請負、各種保険代理業務等	
(5) 資 本 金	64,936百万円(2024年9月30日現在)	
(6) 設 立 年 月 日	1948年7月1日	
(7) 大株主及び持株比率(2024年9月30日現在)(注2)	トヨタ自動車株式会社	21.69%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	13.15%
	株式会社豊田自動織機	11.18%
	株式会社日本カストディ銀行(信託口)	5.51%
	株式会社三菱UFJ銀行	2.30%
	JPMorgan証券株式会社	1.62%
	株式会社三井住友銀行	1.21%
	STATE STREET BANK WEST CLIENT TREATY 505234(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.18%
日本生命保険相互会社	1.00%	

	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 0.98% 行決済営業部)
(8) 当社と特別支配株主の関係	
資 本 関 係	豊田通商は、本日現在、当社株式 37,155,069 株 (議決権所有割合: 90.74%) を所有し、当社を連結子会社としております。
人 的 関 係	当社の取締役 9 名のうち、1 名が豊田通商の従業員を兼務しており、2 名が豊田通商からの出向者です。 上記に加え、当社の取締役である小松洋介氏は豊田通商の子会社である株式会社トーメンデバイス (以下「トーメンデバイス」といいます。) 及び豊田通商の完全子会社である株式会社ネクスティ エレクトロニクス (以下「ネクスティ エレクトロニクス」といいます。) の取締役を兼任しております。 また、当社の取締役である前田辰巳氏は豊田通商の子会社であるトーメンデバイスの社外取締役を兼任しております。さらに、当社の監査役である伊藤弘氏は豊田通商の完全子会社であるネクスティ エレクトロニクスの監査役を兼任しております。 上記のほか、本日現在、当社の従業員 3 名が豊田通商に出向しており、豊田通商の従業員 1 名及びトーメンデバイスの従業員 1 名が当社に出向しております。
取 引 関 係	当社グループ (注 3) は豊田通商との間で、当社グループが販売する商品の一部を相互に供給しております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	豊田通商は当社の親会社であり、豊田通商と当社は相互に関連当事者に該当します。

(注 2) 「大株主及び持株比率 (2024 年 9 月 30 日現在)」は、豊田通商が 2024 年 11 月 13 日に関東財務局長に提出した第 104 期半期報告書の「大株主の状況」を基に記載しています。

(注 3) 「当社グループ」とは、当社及び子会社 22 社の計 23 社 (本日現在) からなる企業グループをいいます。以下同じとします。

(2) 本株式売渡請求の日程

売 渡 請 求 日	2024年12月23日(月)
当 社 取 締 役 会 決 議 日	2024年12月23日(月)
売 買 最 終 日	2025年1月23日(木) (予定)
上 場 廃 止 日	2025年1月24日(金) (予定)
取 得 日	2025年1月28日(火) (予定)

(3) 売渡対価

普通株式1株につき、2,400円

2. 本株式売渡請求の内容

当社は、豊田通商から、本日付で、本株式売渡請求をする旨の以下の内容の通知を受領いたしました。

(1) 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称(会社法第179条の2第1項第1号)

該当事項はありません。

(2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項(会社法第179条の2第1項第2号及び第3号)

豊田通商は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価(以下「本株式売渡対価」といいます。)として、その所有する本売渡株式1株につき2,400円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

(3) 新株予約権売渡請求に関する事項(会社法第179条の2第1項第4号)

該当事項はありません。

(4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日(以下「取得日」といいます。)(会社法第179条の2第1項第5号)

2025年1月28日

(5) 本株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法(会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号)

豊田通商は、本株式売渡対価の全てを、豊田通商が保有する現預金によってお支払いすることを予定しているとのことです。なお、豊田通商は、本株式売渡対価の支払いのための資金に相当する額の現預金を保有しているとのことです。

(6) その他の本株式売渡請求に係る取引条件(会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号)

本株式売渡対価は、取得日以後合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により(本株式売渡対価の交付について豊田通商が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により)、当該本売渡株主に対し、本株式売渡対価を支払うものとします。

### 3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等

#### (1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本株式売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、本株式売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)と同一の価格に設定されております。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「④当社取締役会における意思決定に至る過程」に記載のとおり、以下の過程及び理由により、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであるとの結論に至り、2024年10月29日開催の当社取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、当該取締役会決議は、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑥当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されています。

また、以下の記載のうち、豊田通商に関する記載については、豊田通商から受けた説明に基づくものです。

#### (i) 検討体制の構築の経緯

当社は、豊田通商から、2024年7月16日に2024年10月の当社の第2四半期決算の発表と同時に本取引を公表することを検討している旨の通知を受けました。これに対して、当社は、同月18日に社内検討体制の構築及びリーガル・アドバイザーの選任を開始する旨の連絡をいたしました。その後、当社は、豊田通商から、同年8月9日に豊田通商が本取引を申し入れた背景や本取引実施後の成長戦略等が記載された初期的提案書を受領したため、本取引に関する検討を開始することといたしました。豊田通商は、当社株式の所有割合(注4)が58.63%に達する当社の支配株主(親会社)であり、本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存在する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、当社は、本取引の検討並びに豊田通商との本取引に係る協議及び交渉を開始するに先立ち、

2024年7月18日以降、豊田通商から本取引の提案を受けた場合の社内体制の構築及びリーガル・アドバイザーの選定を開始いたしました。そして、同年8月下旬に豊田通商及び当社グループから独立したリーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）を、豊田通商及び当社グループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）をそれぞれ選任いたしました。

また、当社は、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり特別委員会の設置に向けた準備を進めたうえで、2024年9月4日開催の臨時取締役会決議により、谷津良明氏（当社独立社外取締役）、藤本美枝氏（当社独立社外取締役）及び大志万俊夫氏（当社独立社外監査役）の3名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置しました。本特別委員会の構成、付与された権限並びに検討の経緯及び判断内容等については、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

さらに、当社は、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、豊田通商から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）について、独立性・公正性の観点から問題がないことについて本特別委員会の承認を受けております。

(注4)「所有割合」とは、当社決算短信に記載された2024年9月30日現在の当社の発行済株式総数（42,304,946株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（1,358,813株）を控除した株式数（40,946,133株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。以下、所有割合の記載について他の取扱いを定めない限り同じとします。

#### (ii) 検討・交渉の経緯

そのうえで、当社は、大和証券から当社株式の価値算定結果に関する報告、豊田通商との交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応についての助言その他の法的助言を受け、当社グループを取り巻く事業環境及び当社グループの事業の状況、本取引の意義・目的、本取引が当社に与える影響並びに本取引後の経営方針の内容等を踏まえ、本特別委員会の意見の内容を最大限尊重しながら、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に協議及び検討を行ってまいりました。

また、当社は、2024年9月4日開催の臨時取締役会の決議により本特別委員会を設置して以降、豊田通商との間で、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件について継続的に協議及

び交渉を行ってまいりました。

具体的には、本特別委員会は、2024年9月4日に豊田通商に対し本取引の背景・目的・意義及び実施時期、本取引のストラクチャー、業界の見通し、シナジー効果等の内容について書面による質問をしたところ、同月9日に豊田通商から当該質問事項について書面による回答を受領いたしました。さらに、当該回答を踏まえて、本特別委員会が同月20日に意見・質問事項を書面により送付したところ、同日に開催の本特別委員会において、豊田通商から当該質問事項に対する回答及び本取引の意義・目的に関する説明を受け、これに対する質疑応答を行うとともに、本取引の意義・目的に関する協議を行いました。その後、本特別委員会は、同年10月3日に豊田通商から当該質問事項について書面による回答を受領いたしました。さらに、本特別委員会は、同月11日に豊田通商から当該回答に関する説明を受け、これに対する質疑応答を行うとともに、本取引の意義・目的に関する協議を行いました。さらに、当該協議を踏まえて、当社が同月19日にシナジー効果について書面による質問をしたところ、同月22日に豊田通商から当該質問事項について書面による回答を受領するとともに、同日開催の本特別委員会において、当社及び本特別委員会は、豊田通商から当該回答に関する説明を受け、これに対する質疑応答を行いました。

本公開買付価格については、当社は、2024年10月9日以降、豊田通商との間で、複数回にわたる交渉を重ねてまいりました。具体的には、当社及び本特別委員会は、豊田通商から、2024年10月9日、豊田通商が当社に対して実施したデュー・ディリジェンスにより得られた情報、当該情報を前提としてファイナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村証券」といいます。）が実施した初期的な当社株式価値分析及び当該情報を前提として、豊田通商において実施した初期的な当社株式価値分析内容を総合的に勘案し、当社が2025年3月期の期末配当を行わないことを前提として、本公開買付価格を2,100円（前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の株価終値1,742円に対して20.55%のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの数値（%）について同じとします。）とすることを含む本取引に関する提案を受けました。しかし、本特別委員会は、同月10日、当該提案価格は、当社の株式価値や収益力を踏まえて検討した当社の本源的価値に照らして十分ではないとして、提案内容の再検討を要請しました。これを受けて、豊田通商から、同月15日、本公開買付価格を2,300円（前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の株価終値1,742円に対して32.03%のプレミアム）としたいことを含む本取引に関する提案を受けました。しかし、本特別委員会は、同月19日、当該提案価格は、当社の第三者算定機関である大和証券による株式価値の試算結果と比較しても不十分であり、かつ当社の少数株主が今後当社株式を保有することで享受可能な当社の本源的価値に照らして十分ではないとして、提案内容の再検討を要請しました。これを受けて、豊田通商から、同月22日、本公開買付価格を2,380円（前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の株価終値1,730円に対して37.57%のプレミアム）としたいことを含む本取引に関する提案を受けました。しかし、本特別委員会は、同月23日、当該提案価格は、本取引と類似する過去事例におけるプレミアム水準と比較しても不十分であり、かつ当社の少数株主が今後当社株式を保有

することで享受可能な当社の本源的価値に照らして十分ではないとして、提案内容の再検討を要請しました。これを受けて、豊田通商から、同月 24 日、再度本公開買付価格を検討したものの、同月 22 日に提案した本公開買付価格である 2,380 円（前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の株価終値 1,703 円に対して 39.75%のプレミアム）は、当社の本源的価値を最大限に反映しており、また、本取引と類似する過去事例におけるプレミアム水準等を踏まえても、当社株主の利益に十分資するものであることから、本公開買付価格の引き上げが困難である旨の提案を受けました。しかし、本特別委員会は、同月 25 日、当該提案価格は、本取引と類似する過去事例におけるプレミアム水準及び当社の少数株主が今後当社株式を保有することで享受可能な当社の本源的価値を考慮のうえ、本公開買付価格を 2,400 円に引き上げることを要請しました。その結果、当社及び本特別委員会は、同日、豊田通商から、本公開買付価格を 1 株あたり 2,400 円とする旨の提案を受けました。そして、同日、本特別委員会は豊田通商に対し、当該提案価格は、大和証券及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言並びに当社及び本特別委員会における議論を踏まえて検討した結果、当社の少数株主に対して応募推奨ができるものとして、豊田通商の提案を応諾する旨の回答を送付し、本公開買付価格を 2,400 円とすることで合意に至りました。

以上の検討・交渉過程において、当社は、本公開買付価格に関する豊田通商との協議及び交渉にあたり、本特別委員会から聴取した意見並びに大和証券及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言を踏まえて検討を行っており、その際、本特別委員会においては、随時、当社や当社のアドバイザーとの意見交換を行い、適宜、確認・承認を行ってまいりました。具体的には、まず、当社が豊田通商に対して提示し、また、大和証券が当社株式の価値算定において基礎とする当社の事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について、事前に本特別委員会の確認を経て、その承認を受けております。また、当社のファイナンシャル・アドバイザーである大和証券は、豊田通商との交渉にあたっては、事前に本特別委員会において審議の上決定した交渉方針に従って対応を行っており、豊田通商から本公開買付価格についての提案を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行い、豊田通商との交渉方針等について本特別委員会から意見、指示、要請等を受け、これに従って対応を行っております。

そして、当社は、2024 年 10 月 28 日付で、本特別委員会から、答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けております（本答申書の概要については、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。

### (iii) 判断内容

以上の経緯の下で、当社は、2024 年 10 月 29 日開催の当社取締役会において、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言、大和証券から受けた財務的見地から

の助言並びに 2024 年 10 月 28 日付で大和証券から提出を受けた当社株式に係る株式価値算定書（以下「当社算定書」といいます。）の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討を行いました。

その結果、以下のとおり、当社としても、豊田通商の完全子会社となる本公開買付けを含む本取引を通じた当社の完全子会社化が当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。

当社グループは、1947 年 4 月に高千穂電気株式会社を設立して以来、目まぐるしく変化するエレクトロニクス業界で、約 6,000 社にも及ぶ得意先の多様なニーズに対応する「モノづくりのパートナー」として歩んできました。

昨今の当社グループを取り巻く事業環境においては、ウクライナ、中東情勢や米中対立等の地政学リスクを契機としたリスク分散の必要性が高まっていることに加え、急速な技術革新に伴う成長分野の変動、製品の性能向上による顧客ニーズの高度化、多様化等を背景とした需要の変化に機敏に対応し、付加価値を提供することの重要性がより高まっていると考えております。

こうした環境のもと、当社グループは、国内外の有力顧客を開拓し、中長期にポテンシャルのあるマーケット及び地域に進出し、高付加価値を有する商材及びサービスを提供する必要があると考えております。この点において、当社は、当社の経営資源やノウハウに加えて豊田通商グループ（豊田通商並びに豊田通商の子会社及び関連会社をいいます。以下同じとします。）のネットワークやノウハウ、人材等を活用することで、上記の施策を着実に実現することが可能になると考えております。

しかしながら、現状は当社及び豊田通商がいずれも上場会社であり、両社の間に構造的な利益相反があることから情報交換に一定の制約があるとの説明を豊田通商より受けており、また、当社の独立性の観点及び少数株主の利益を保護する観点から、両社の経営資源やノウハウの相互活用を含む協業に係る協議、豊田通商グループとの連携が限定的となっているものと認識しております。

こうした当社グループを取り巻く事業環境を踏まえ、当社は、本取引を通じて豊田通商の完全子会社となり、豊田通商グループとの構造的な利益相反関係を解消し、当社グループ及び豊田通商グループとの間で経営資源等を相互活用することで、以下のようなシナジーを見込むことができ、当社の企業価値向上に資するとの結論に至りました。

#### a. 国内顧客基盤の強化による事業規模の拡大

豊田通商グループの有する幅広い顧客基盤のうち、特に当社グループの得意先ではない、又は、当社グループとの関係性が希薄な国内の電機・機械メーカー等については、豊田通商とのコミュニケーションを密に取ってターゲットを共有し、豊田通商グループが有する

それらの企業とのネットワークを活用することで、当社グループとして新たなビジネス機会を創出することが可能であると考えております。しかしながら、豊田通商と当社がともに上場企業である現状においては、当社の少数株主の利益保護の観点から取引条件の公正性を慎重に検討する必要があることに照らして、顧客基盤の相互活用に一定の制約があるとの説明を受けており、解決すべき課題と考えております。本取引を通じて豊田通商が当社を完全子会社化することで、顧客基盤の相互活用の制約が解消され、豊田通商グループの有するネットワークの活用が可能になることで、豊田通商グループの有する幅広い顧客基盤における事業機会を獲得し、当社グループの顧客基盤の強化に繋がると考えております。加えて、当社グループは、現在、約7,000社に及ぶ仕入先との取引による豊富な商材及び情報を有しているため、本取引を通じて強化した顧客基盤に対する商材や情報の提供といったビジネス展開は十分可能であり、事業規模の拡大が可能になると考えております。

#### b. グローバルへの事業展開

当社は、特定の国や地域にビジネスを集中させずに、幅広い国や地域で事業を拡大させることが、リスク分散の観点においても重要であると考えておりますが、現状、当社グループの得意先の多くが日本及び中華人民共和国に集中し、連結売上収益の約4分の3を占めております。かかる状況において、豊田通商グループの有する様々な国や地域における拠点、ネットワーク、顧客基盤及び提携機会等を活用し、事業の開拓余地の大きい地域へより本格的に進出することで、新たな収益機会の獲得が期待できることに加え、経営上のリスク分散にも繋がり、今後も当社グループの持続的な成長が可能になると考えております。具体的には、欧州、インド、東南アジア及びアフリカ地域における、自動車のTier1プレイヤーとの取引や自動車用のアフターサービス用製品等については、豊田通商グループがそれらの国や地域に多数の顧客基盤及び販売ネットワークを有しております。しかしながら、豊田通商と当社は、ともに上場企業である現状においては、当社の少数株主の利益保護の観点から取引条件の公正性を慎重に検討する必要があることに照らして、両社の有する経営資源の相互活用に一定の制約があり、解決すべき課題と考えております。本取引を通じて、豊田通商が当社を完全子会社化することで、この課題が解消され、当社グループが持つ顧客への高い提案力と、豊田通商グループが持つこれらの国や地域における拠点、ネットワーク及び顧客基盤を活用することが可能となり、それにより当社グループのさらなる海外収益の拡大を図ることができ、また、経営上のリスク分散にも繋がると考えております。

#### c. 新たな市場への事業領域の拡大

当社グループは、顧客基盤及び事業領域の拡大を推進するため、マーケット戦略との整合性及びエレクトロニクス業界との親和性を重視しつつ、販路の拡大を行っております。特に豊田通商グループが自ら保有するデータセンターや洋上風力発電等のプロジェクト

に対して当社グループの商材を販売することで、当社グループの事業領域の拡大が可能になると考えております。しかしながら、豊田通商と当社がともに上場会社であることから、経営の独立性や当社の少数株主の利益を保護する必要性に照らして、当社以外の豊田通商グループと当社の間での情報交換及び当社グループの顧客基盤及び事業領域について、具体的な案件ごとに慎重な検討を要しております。本取引を通じて豊田通商が当社を完全子会社化することで、当社以外の豊田通商グループと当社の間でより円滑に顧客基盤及び事業領域の拡大に関する共同検討が可能となり、機動的かつ迅速に当社グループの事業領域を拡大することが可能になると考えております。さらに、新たな市場へ参入することで、当社グループは製品開発・技術情報等の新しい知見を得ることが可能となり、当社グループが既にビジネス展開している事業領域においても、より顧客のニーズに適した様々な提案を行うことが可能になると考えております。

d. 人材交流の拡大による当社グループ総合力の強化と高付加価値の提供

これまで、当社グループと豊田通商グループとの間で行われてきた人材交流は、当社及び豊田通商がいずれも上場会社であることから、当社の独立性の観点や少数株主の利益を考慮する必要性に照らして、限定的な範囲で行われておりました。本取引後、当社が豊田通商の完全子会社になることで、これまで以上に活発な人材交流が可能となり、豊田通商グループの持つ、自動車ビジネスや総合商社としての知見・経験、M&A等の投資に関する経験、より幅広い領域での事業経営の経験等を得られることは、当社グループの従業員のキャリア形成機会を拡充することに繋がり、従業員のスキルアップを図ることができると考えております。ひいては、当社グループと豊田通商グループの相互な人材交流により、豊田通商グループの役職員の持つ知見やノウハウを当社の事業に活用することで、当社グループの総合力を向上させ、顧客に対する高付加価値の提供が可能になると考えております。

なお、当社は、当社が本取引を通じて豊田通商の完全子会社となることにより、以下のようなディスシナジーが生じるリスクを懸念いたしました。

1. 豊田通商との企業文化の違いにより、顧客の多様なニーズに機動的かつ柔軟に寄り添い、顧客の信頼を得てきた当社の企業価値の源泉が失われるおそれ
2. 当社の経営体制が現状の当社グループを取り巻く事業環境を考慮することなく、大きく変更されることにより、迅速な意思決定が行えないこととなり、当社グループを取り巻く事業環境の変化に対応できず、シナジー効果の創出を通じた企業価値の向上が困難となるおそれ
3. 当社の人事権や人事制度が尊重されないことにより、従業員の雇用及び雇用条件等が維持されず、従業員の士気の低下や離反が生じるおそれ

そして、当社及び本特別委員会は、豊田通商に対して、本取引により上記のディスシナ

ジーが生じるリスクを低減するための措置を講じることを求め、豊田通商より、2024年10月23日付で、本取引後の当社の経営方針に関する現時点での豊田通商の意向を示す書面（以下「本書面」といいます。）を受領いたしました。

1. 企業文化の尊重

豊田通商は、当社の企業価値の源泉が、幅広い分野・取引先の商材を取り扱うとともに、機動的かつ柔軟に顧客のニーズに寄り添うことにより取引先の信頼を得てきた点にあることを理解しており、本取引の実行後の当社の人事政策、組織・商流の再編・統合等の各種施策を検討するにあたっては、かかる当社の企業文化に十分に配慮する

2. 経営体制、組織、人事制度等

豊田通商は、本取引の実行後における当社の経営体制や、組織人事制度に関して、本公開買付けが成立して以降、当社との間で誠実に協議する。かかる協議は、当社の実情を十分把握した上で、当社にとって最適な経営体制、組織、人事制度を構築することを目的とするものであり、現状からの変更を希望する点については、当社と誠実に協議の上、決定する

3. 従業員の雇用等

豊田通商は、当社の従業員の雇用及び雇用条件を維持することを大前提と考えており、自ら退職する場合等の一定の例外を除き、当社の従業員の雇用を維持し、また、経済情勢や事業環境等の変化を含む一定の例外を除き、当社の従業員の雇用条件について、当該従業員の受益を実質的・総合的にみて、本取引の公表日時点における水準を下回らないよう維持する。豊田通商は、従業員の受益を実質的・総合的にみて同等程度の代替の福利厚生制度を提供する場合を除き、本取引の実行後も当面の間、当社の福利厚生制度を維持する

以上の内容を踏まえ、当社としては、本書面の記載に基づき本取引後に当社の事業運営が実施されることを前提とすれば、かかるディスナジーは限定的であると考えております。

また、当社は、以下の点等から、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格及び合理的な諸条件により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

(ア) 本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」

の「(3) 算定に関する事項」の「②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている大和証券による当社株式に係る株式価値算定結果において、市場株価法及び類似会社比較法による算定結果の上限を上回っており、

ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果の範囲内であること。

- (イ) 本公開買付けの公表日の前営業日である2024年10月28日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値の1,697円に対して41.43%、同日までの過去1ヶ月間（2024年9月30日から2024年10月28日まで）の終値単純平均値1,731円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。）に対して38.65%、同日までの過去3ヶ月間（2024年7月29日から2024年10月28日まで）の終値単純平均値1,747円に対して37.38%、同日までの過去6ヶ月間（2024年4月30日から2024年10月28日まで）の終値単純平均値1,867円に対して28.55%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっており、新型コロナウイルスの感染拡大による短期的な景気悪化を大幅に含まないものと考えられ、かつ直近の実例である2022年11月から2024年10月までの2年間に公表され、かつ成立した親会社による上場子会社の完全子会社化事例におけるプレミアムの実例20件（プレミアム水準の平均値は、公表日の前営業日が38.29%、過去1ヶ月間が41.43%、過去3ヶ月間が39.57%、過去6ヶ月間が39.14%であり、プレミアム水準の中央値は、公表日の前営業日が36.02%、過去1ヶ月間が38.83%、過去3ヶ月間が38.92%、過去6ヶ月間が36.96%）と比較して、過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム28.55%は本取引に類似する過去事例におけるプレミアム水準（約40%）を下回るものの、過去事例において、28.55%を下回るプレミアム水準の案件が6件存在しており、公表日の前営業日の終値に対するプレミアム41.43%は過去事例におけるプレミアム水準（約40%）を超えており、過去1ヶ月間及び過去3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム38.65%及び37.38%は過去事例におけるプレミアム水準（いずれも約40%）と遜色のないものと認められること。
- (ウ) 下記「（4）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が講じられており、少数株主利益が確保されていると認められること。
- (エ) 当該措置が講じられたうえで、当社及び豊田通商から独立した本特別委員会の実質的な関与の下、豊田通商との間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の真摯な交渉を重ねたうえで決定された価格であること。
- (オ) 本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は、下記「（4）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められると判断されていること。

以上より、当社は、2024年10月29日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記当社取締役会における決議の方法は、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑥当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、2024年12月12日、豊田通商より、本公開買付けの結果について、当社株式13,149,269株の応募があり、その全部の買付け等を行う旨の報告を受けました。この結果、2024年12月18日(本公開買付けの決済の開始日)付で、豊田通商は、議決権所有割合90.74%に相当する当社の株式を保有することとなり、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、豊田通商より、本日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社はかかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、当社は、本日開催の取締役会決議によって、(a) 本株式売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、本公開買付け開始時に、上記のとおり過程及び理由により、本取引は当社の企業価値の向上に資すると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情が見受けられないこと、(b) 本売渡株式1株につき2,400円という本株式売渡対価は、本公開買付価格と同一の価格であること、及び下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が十分に講じられたうえで、本特別委員会から取得した本答申書においても、本公開買付価格を含む本取引の取引条件の妥当性は確保されていると判断されている等から、本売渡株主にとって合理的な価格であると考えられること、(c) 豊田通商は、本株式売渡対価の全てを、同社が保有する現預金によって支払いを行うことを予定しているとのことであり、本株式売渡対価の支払いのための資金に相当する額の現預金を保有しているとのこと、また、豊田通商によれば、上記の支払いに支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識されていないとのことであること等から、豊田通商において、本株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法は相当であり本株式売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、(d) 本株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(e) 本公開買付けの開始以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと、(f) 本公開買付けの開始に当たり設置された本特別委員会が、本株式売渡請求を含む一連の本取引について検討をした上で、本取引は少数株主に不利益ではない旨の本答申書を提出していること等を踏まえ、本株式売渡対価を含む本株式売渡請求の条件等は妥当であると判断し、豊田通商からの通知のとおり、本株式売渡請求を承認する決議をいたしました。

## (2) 算定に関する事項

本株式売渡請求は、本取引の一環として本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、本株式売渡対価は本公開買付け価格と同一の価格であることから、当社は、本株式売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

## (3) 上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場しておりますが、本株式売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2025年1月23日まで整理銘柄に指定された後、2025年1月24日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

## (4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、豊田通商は、当社の支配株主（親会社）であり、本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、豊田通商と当社の豊田通商以外の株主との間で構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存在する取引に該当することに鑑み、本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

なお、以下の記載のうち豊田通商において実施した措置等については、豊田通商から受けた説明に基づくものです。

なお、豊田通商は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、2024年10月29日現在、当社株式24,005,800株（所有割合：58.63%）を所有しているため、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」の買付予定数の下限を設定すると、かえって本公開買付けの成立を不安定なものとし、本公開買付けに応募することを希望する少数株主の皆様の利益に資さない可能性があるため、本公開買付けにおいて、「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」の買付予定数の下限は設定していないとのことです。もっとも、豊田通商及び当社において以下の措置が講じられていることから、豊田通商及び当社としては、当社の少数株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

### ① 豊田通商における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

豊田通商は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあ

たり、豊田通商及び当社から独立した第三者算定機関として、豊田通商のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に対して、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです（注5）。

野村證券は、当社の財務状況、当社株式の市場株価の動向等について検討を行ったうえで、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から当社の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、市場株価が存在することから市場株価平均法を、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を算定手法として用いて当社の株式価値の算定を行い、豊田通商は、野村證券から2024年10月29日付で株式価値算定書（以下「本買付者側株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、野村證券は豊田通商及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。また、豊田通商は、本「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の諸要素を総合的に考慮し、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えていることから、野村證券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

野村證券により上記各手法において算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	: 1,696円から1,867円
類似会社比較法	: 1,411円から2,698円
DCF法	: 1,715円から2,771円

市場株価平均法では、2024年10月28日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日終値1,697円、直近5営業日の終値単純平均値1,696円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,731円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,747円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,867円を基に、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を1,696円から1,867円と算定しているとのことです。

類似会社比較法では、当社と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を算定し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を1,411円から2,698円までと算定しているとのことです。

DCF法では、当社より受領し、豊田通商による確認のうえ、野村證券に提供された2025年3月期から2028年3月期までの4期分の事業計画（当社から受領した事業計画にフリー・キャッシュ・フローは含まれておりません。）における収益や投資計画、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した2025年3月期第3四半期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて

当社の企業価値や株式価値を分析評価し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を1,715円から2,771円と算定しているとのことです。なお、DCF法の前提とした当社の事業計画について、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。また、当該事業計画は、本取引の実行を前提としたものではなく、本取引の実行により実現することが期待されるシナジーについては、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該事業計画には加味されていないとのことです。

豊田通商は、野村証券から取得した本買付者側株式価値算定書における当社の株式価値の算定結果に加え、2024年9月上旬から同年10月上旬まで実施した当社に対するデュール・ディリジェンスの結果、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に2024年10月29日、本公開買付け価格を2,400円と決定したとのことです。なお、本公開買付け価格は、本買付者側株式価値算定書の市場株価平均法に基づく算定結果のレンジの上限値を上回るとともに、類似会社比較法及びDCF法による算定結果のレンジの範囲内の価格になるとのことです。

なお、本公開買付け価格である2,400円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2024年10月28日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,697円に対して41.43%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,731円に対して38.65%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,747円に対して37.38%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,867円に対して28.55%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

(注5) 野村証券は、当社の株式価値の算定に際して、公開情報及び野村証券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていないとのことです。当社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。当社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、豊田通商の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としているとのことです。野村証券の算定は、2024年10月28日までに野村証券が入手した情報及び経済条件を反映したものととのことです。なお、野村証券の算定は、豊田通商の取締役会が当社の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としているとのことです。

## ② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあた

り、豊田通商及び当社グループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券に対して、当社の株式価値の算定を依頼し、2024年10月28日付で、当社算定書を取得いたしました。なお、大和証券は、豊田通商及び当社グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していません。また、本特別委員会は、大和証券につき、独立性及び専門性に問題がないことから、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認し、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しております。

③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

上記「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、当社は、2024年9月4日に開催された取締役会における決議により、本特別委員会を設置いたしました。かかる本特別委員会の設置に先立ち、当社は、2024年8月下旬から、豊田通商から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築するため、豊田通商との間で重要な利害関係を有しない当社の独立社外取締役及び独立社外監査役に対して、豊田通商から、2024年8月9日に豊田通商が本取引を申し入れた背景や本取引実施後の成長戦略等が記載された初期的提案書を受領した旨、本取引に係る検討・交渉等を行うにあたっては、本特別委員会の設置をはじめとする本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置を十分に講じる必要がある旨等を説明いたしました。また、当社は、並行して、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を得つつ、本特別委員会の委員の候補となる当社の独立社外取締役及び独立社外監査役の独立性及び適格性等について確認を行うとともに、豊田通商との間で重要な利害関係を有していないこと、及び本取引の成否に関して一般株主の皆様とは異なる重要な利害関係を有していないことについても確認を行いました。そのうえで、当社の独立社外取締役及び独立社外監査役において、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を得つつ、特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって特別委員会を構成するべく協議した結果、異議がない旨が確認されたことから、当社は、谷津良明氏（当社独立社外取締役）、藤本美枝氏（当社独立社外取締役）及び大志万俊夫氏（当社独立社外監査役）の3名を本特別委員会の委員の候補として選定いたしました（なお、本特別委員会の委員長には本特別委員会の委員の互選により当社独立社外取締役である谷津良明氏が就任しており、本特別委員会の委員は設置当初から変更していません。）。

そのうえで、当社は、上記「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、2024年9月4日の取締役会における決議により本特別委員会を設置するとともに、当社取締役会は、本特別委員会に対し、(i) 本取引の目的が合理的と認められるか（本取引が当社の企業価値向上に資するか否かを含む。）、(ii) 本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性が確保されているか、(iii) 本取引の条件（本公開買付けにおける

買付け等の価格を含む。)の妥当性が確保されているか、(iv)本取引(当社取締役会が本取引に関する決定を行うことを含む。)が当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか、(v)当社取締役会が、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことの是非(以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問いたしました。また、当社取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、(i)当社取締役会の意思決定は本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとする事、及び(ii)本特別委員会が本取引に関する取引条件が妥当でないと判断したときには、当社取締役会は当該取引条件による本取引に賛同しないものとする事を決議するとともに、本特別委員会に対し、(i)本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、当社の株式価値評価及び本取引に係るフェアネス・オピニオンの提供その他本特別委員会が必要と判断する事項を第三者機関その他アドバイザーに委託すること(本特別委員会のアドバイザーの専門的助言に係る合理的な費用は当社が負担する。なお、本特別委員会は、当社のアドバイザーが高い専門性を有しており、独立性にも問題がない等、本特別委員会として当社のアドバイザーを信頼して専門的助言を求めることができるかと判断した場合には、当社のアドバイザーに対して専門的助言又は説明を求めることができるものとする。)、(ii)当社の役職員その他本特別委員会が必要と認める者から、本取引の検討及び判断に必要な情報の提供を求めること、(iii)本取引の取引条件等に関する当社による交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本取引の取引条件等に関する交渉過程に実質的に関与するとともに、本特別委員会が必要と認める場合には、自ら直接本取引の取引条件等の協議及び交渉を行うことについて権限を付与することを決議しております。

上記の当社取締役会においては、当社が豊田通商の子会社であり、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、当社取締役会における審議及び決議がこれらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、当社の取締役9名のうち、豊田通商の従業員を兼務している小松洋介氏、豊田通商からの出向者である大越浩一氏及び辻直人氏、並びに、豊田通商の子会社であるトーマンデバイスの社外取締役である前田辰巳氏の4氏を除く5名の取締役において審議のうち、全員一致により上記の決議を行っております。一方で、上記取締役会における審議及び決議に参加した当社の取締役のうち、当社の代表取締役社長である横出彰氏は、豊田通商の出身者(2018年7月付で当社に転籍)であるものの、当社の代表取締役社長として当社の企業価値向上の観点から本取引の検討及び交渉をするにあたって不可欠で代替できない知識及び経験を有していること、当社への転籍は2018年7月付であり豊田通商在籍時に本取引について検討をしていないこと及び豊田通商との間で何らの契約も締結しておらず指揮命令関係にないこと等の事情を鑑み、当社の立場において本取引に関する検討並びに豊田通商との協議及び交渉に参加しております。当社の社内で構築した本取引の検討体制(本取引の検討、交渉及び判断に関与する当社の役員の範囲を含みます。)は、

当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ております。また、上記の取締役会には、豊田通商の完全子会社であるネクスティ エレクトロニクスの監査役である伊藤弘氏を除く監査役3名全員が出席し、出席した監査役の全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べております。

また、当社の取締役のうち、大越浩一氏、辻直人氏、小松洋介氏及び前田辰巳氏の4名並びに当社の監査役のうち伊藤弘氏は、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当することに鑑み、これらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、上記取締役会を含む本取引に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、当社の立場で本取引の協議及び交渉に参加しておりません。

なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、本取引の成否にかかわらず固定報酬を支払うものとされております。

#### (ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2024年9月4日より2024年10月28日までの間に合計11回開催されたほか、各会日間においても必要に応じて都度電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行いたしました。具体的には、本特別委員会は、豊田通商から、本取引を提案するに至った経緯、本取引の目的、本取引の諸条件等について説明を受け、質疑応答を行い、また、当社から、本取引の提案を受けた経緯、本取引の目的、事業環境、事業計画等に関する説明を受け、質疑応答を行いました。

また、本特別委員会は、豊田通商に対して提示する事業計画及び大和証券が当社の株式価値の算定において基礎とする事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認及び承認を行いました。

そのうえで、本特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、その独立性及び専門性に鑑み、本取引における公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容その他本取引に関する事項全般について法的助言を受けています。さらに、本特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザーである大和証券の独立性及び専門性に鑑み、当社の依頼により、当社のファイナンシャル・アドバイザーである同社から説明を受け、豊田通商からより高い価格を引き出すための交渉方針について審議・検討しました。また、本特別委員会は、当社が豊田通商から本公開買付価格に関する提案を受領する都度、適時に報告を受け、当社の依頼により当社のファイナンシャル・アドバイザーである大和証券から説明を受け、当社に対して複数回に亘り、豊田通商に対して本公開買付価格の増額を要請すべき旨を意見し、豊田通商に対する交渉方針を審議・検討すること等により、豊田通商との間の本公開買付価格に関する協議・交渉に実質的に関与しました。

その結果、当社は、2024年10月25日、豊田通商から、本公開買付価格を1株当たり

2,400円とすることを含む提案を受け、結果として、本公開買付価格を、豊田通商の当初提示額である2,100円から2,400円にまで引上げております。

さらに、本特別委員会は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、複数回、当社が公表予定の本公開買付けに係る本意見表明プレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、充実した情報開示がなされる予定であることを確認しております。

### (iii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的見地からの助言及び大和証券から受けた財務的見地からの助言並びに2024年10月28日付けで提出を受けた当社算定書の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議・検討を重ねた結果、同日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しております。

#### (a) 答申内容

1. 本取引は当社の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的は合理的であると考えられる。
2. 本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性が確保されていると考えられる。
3. 本取引の条件（本公開買付けにおける買付け等の価格を含む。）の妥当性が確保されていると考えられる。
4. 本取引（当社取締役会が本取引に関する決定を行うことを含む。）が当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。
5. 当社取締役会が、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことは適切であり、当社の少数株主にとって不利益ではないと考えられる。

#### (b) 答申の理由

1. 本取引の目的の合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するか否かを含む）以下の点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引は当社の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的は合理的であると考えられる。
  - ア. 以下の豊田通商及び当社から説明された、当社を取り巻く事業環境についてはその内容に不合理な点は認められず、当社の属する業界及び市場の環境として一般に説明されている内容とも整合すると考えられること。
    - ・ 当社グループを取り巻く環境については、ウクライナ、中東情勢や米中対立等の地政学リスクを契機としたリスク分散の必要性が高まっていることに加え、急速な技術革新に伴う成長分野の変動、製品の性能向上による顧客ニーズの高度化、多様化等を背景とした急速な需要の変化に機敏に対

応し、付加価値を提供することの重要性がより高まっていること。

- ・ こうした環境のもと、当社グループは、国内外の有力顧客を開拓し、中長期にポテンシャルのあるマーケット及び地域に進出し、高付加価値を有する商材及びサービスを提供する必要があると考えている。
- イ. 上記の豊田通商及び当社から説明された当社の経営課題、本取引実施後に期待できる取組み及びシナジー等に関して、当社が豊田通商の完全子会社となることで可能となることが見込まれる以下ウの点を含め、その内容に不合理な点は認められず、総じて当社の企業価値の向上に資するものであると考えられること。
- ウ. また、当社が豊田通商の完全子会社となることで、以下のメリットが見込まれること。
- ・ 豊田通商とのコミュニケーションを密に取ってターゲットを共有し、豊田通商グループが有するそれらの企業とのネットワークを活用することで、豊田通商グループの有する幅広い顧客基盤における事業機会を獲得し、当社グループの顧客基盤の強化に繋がり、事業規模の拡大が可能になると考えられること。
  - ・ 当社グループが持つ顧客への高い提案力と、豊田通商グループが持つこれらの国や地域における拠点、ネットワーク及び顧客基盤を活用することで、当社グループのグローバルへの事業展開が可能となり、さらなる海外収益の拡大を図ることができ、また、経営上のリスク分散にも繋がると考えられること。
  - ・ 豊田通商グループが保有するデータセンターや洋上風力発電等のプロジェクトに対して当社グループの商材を販売することで、当社グループの事業領域の拡大が可能になると考えられること。
  - ・ 当社が豊田通商の完全子会社になることで、構造的な利益相反の問題が解消され、これまで以上に活発な人材交流が可能となることにより、豊田通商グループの役職員の持つ知見やノウハウを当社の事業に活用することで、当社グループの総合力を向上させ、顧客に対する高付加価値の提供が可能になると考えられること。
- エ. 当社が懸念しているディスシナジーとしては、(i)豊田通商との企業文化の違いにより、顧客の多様なニーズに機動的かつ柔軟に寄り添い、顧客の信頼を得てきた当社の企業価値の源泉が失われるおそれ、(ii)当社の経営体制が現状の当社グループを取り巻く事業環境を考慮することなく、大きく変更されることにより、迅速な意思決定が行えないこととなり、当社グループを取り巻く事業環境の変化に対応できず、シナジー効果の創出を通じた企業価値の向上が困難となるおそれ、(iii)当社の人事権や人事制度が尊重されないことにより、従業員の雇用及び雇用条件等が維持されず、従業員の士気の低下や

離反が生じるおそれが挙げられているものの、当社及び本特別委員会は、本取引により上記のディスシナジーが生じるリスクを低減するための措置を講じることを求め、豊田通商から受領した本書面によれば、(i)当社の企業文化の尊重、(ii)経営体制、組織、人事制度等に関する豊田通商と当社との間の誠実協議、(iii)従業員の雇用条件及び福利厚生に関する実質的・総合的維持について、豊田通商は誓約しており、当該記載事項のとおり本取引後に実施いただくことを前提とすれば、当社が豊田通商の完全子会社となることにより生じ得るディスシナジーに対しても一定程度対処されており、本取引により期待されるシナジーを上回るディスシナジーが生じるものではないと考えることは不合理ではないこと。

## 2. 本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性

以下の点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引に係る手続の公正性が確保されていると考えられる。

### ア. 本特別委員会の設置

- ・ 当社は、本取引がいわゆる支配株主による従属会社の買収として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在することを踏まえ、本公開買付けに係る当社の意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、豊田通商グループ(但し、当社グループを除く。以下同じ。)から独立性を有する谷津良明氏、藤本美枝氏及び大志万俊夫氏の3名で構成される特別委員会を設置したこと。
- ・ また、本特別委員会は、合計11回開催され、上記で述べたとおり、豊田通商との協議及び交渉に実質的に関与し、独立当事者間取引と同視し得る状況が確保された上で、真摯な交渉が行われたこと。

### イ. 当社のアドバイザー等の選任

- ・ 当社は、豊田通商グループ及び当社グループから独立性を有し専門性が認められる第三者算定機関及びファイナンシャル・アドバイザーとして、大和証券を選任し、同社から財務的見地からの助言・意見等を取得していること。なお、大和証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているが、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合にも当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、かかる成功報酬が含まれていることをもって大和証券が本取引の成否に関して少数株主と異なる重要な利害関係を有するものとは認められず、大和証券の独立性が否定されるわけではないと考えられること。
- ・ また、独立性及び専門性を有するリーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本取引における手続の公正性を確保するために講じるべき措置やその他の法的見地からの助言・意

見等を取得していること。

ウ. 当社による第三者評価機関からの株式価値算定書の取得

- ・ 当社は、大和証券から当社算定書を取得していること。下記3.アで詳述するように、当社算定書においては、複数の算定方法を利用しており、恣意的な価格の算定がされないよう配慮がされていること。
- ・ また、こうした算定の前提となる当社の事業計画の作成にあたって、豊田通商の役職員による恣意的行動があった事実は認められず、算定にあたって公正性を疑わせるような事情も見当たらないこと。

エ. 当社による独立した検討体制の構築

- ・ 当社は、本取引の実施に向けた検討を開始して以降、豊田通商グループから独立性を有する役職員のみで構成されるプロジェクトチームを組成したこと。当該チームメンバーは、豊田通商グループ各社の役職員を兼務しておらず、かつ過去に豊田通商グループ各社の役職員としての地位を有していたことのない当社の取締役2名をはじめとする当社の役職員8名から構成されるものとし、かかる取扱いを継続していること。
- ・ 加えて、当社の代表取締役社長である横出彰氏は、豊田通商の出身者（2018年7月付で当社に転籍）であるものの、当社の代表取締役社長として当社の企業価値向上の観点から本取引の検討及び交渉をするにあたって不可欠で代替できない知識及び経験を有していること、当社への転籍は2018年7月付であり豊田通商在籍時に本取引について検討をしていないこと及び豊田通商との間で何らの契約も締結しておらず指揮命令関係にないこと等の事情を鑑み、本取引に係る検討、交渉及び判断を行っていること。
- ・ 以上については、当社における検討体制として、独立性・公正性の観点から特段問題がないと考えられること。そして、当社は、当該チームにおいて、本取引に関する検討及び豊田通商との協議及び交渉を行っており、当社における本取引の検討過程において、豊田通商グループが不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められないこと。

オ. 特別利害関係人の不関与

- ・ 当社の取締役9名のうち、豊田通商の従業員を兼務している小松洋介氏、豊田通商からの出向者である大越浩一氏及び辻直人氏、豊田通商の子会社であるトーメンデバイスの社外取締役である前田辰巳氏、並びに、当社の監査役4名のうち、豊田通商の完全子会社であるネクスティ エレクトロニクスの監査役である伊藤弘氏は、構造的な利益相反の問題を解消するため、本取引に係る当社の取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また、本取引の意見表明に係る2024年10月29日開催予定の取締役会における審議及び決議にも一切参加しない予定であり、かつ、

当社の立場で本取引に関する検討、豊田通商との協議及び交渉に参加していないこと。

- ・ その他、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、豊田通商グループその他の本取引に特別な利害関係を有する者が、当社側の意思決定過程に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められないこと。

カ. 対抗的買収提案の機会の確保

- ・ 本公開買付けに関しては、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）が法令に定められた最短期間（20 営業日）よりも長期である 30 営業日に設定される予定であるとともに、豊田通商と当社は、豊田通商以外の者による公開買付け等の機会が不当に制限されることがないように、当社が豊田通商以外の対抗的買収提案者と接触することを禁止・制限するような取引保護条項を含む合意等は一切行っておらず、上記公開買付け期間の設定とあわせ、対抗的買収提案の機会が確保されることにより、本取引に係る手続の公正性の確保に向けた配慮がなされていること。
- ・ なお、本公開買付けにおいては、積極的なマーケット・チェックが実施されていないものの、他の公正性担保措置を通じて手続の公正性が確保されており、また、支配株主による従属会社の完全子会社化の案件においては、積極的なマーケット・チェックが機能する場面とは一般に言い難いことから、本件において、積極的なマーケット・チェックが実施されていないことの一事をもって、本取引に係る手続の公正性が阻害されることはないと考えられること。

キ. マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定について

- ・ 本公開買付けにおいては、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていない。もっとも、本公開買付けにおいては、豊田通商が、当社株式を 24,005,800 株（所有割合：58.63%）所有しているところ、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない側面があると考えられること。また、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件は設定されていないものの、本公開買付けの下限（3,291,600 株）を達成するためには、当社の少数株主の一定数の賛同・応募が前提となっていること、他の公正性担保措置を通じて手続の公正性が確保されており当社の少数株主の利益に十分な配慮がなされていると考えられること、少数株主が将来の不透明な市場環境を回避するために、本公開買付けに応募し、相当のプレミアムを付した価格にて当社株式を売却するという選択を尊重することも少数株主の利益になると考えられることから、本公開買付けにおいてマジョリテ

イ・オブ・マイノリティ条件を設定しないことの一事をもって、本取引に係る手続の公正性が阻害されることはないと考えられること。

ク. 本スクイーズアウト手続について

- ・ 本公開買付けに応募しなかった少数株主は、本公開買付けの後に実施される予定の本スクイーズアウト手続（豊田通商が、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより当社の株式のすべて（ただし、豊田通商が所有する当社の株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合に、本公開買付けの成立後、当社の株主を豊田通商のみとするための一連の手続をいいます。以下同じとします。）において、最終的に金銭が交付されることになるが、当該手続において交付される金銭の額は、本公開買付価格に当該株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨がプレスリリース等で明示される予定であり、強圧性に一定の配慮がなされるとともに、本スクイーズアウト手続において予定されている株式等売渡請求又は株式併合は、完全子会社化の手法として一般的な手法であり、いずれの手続においても少数株主が対価について異議を述べる機会が適切に確保されているため、本スクイーズアウト手続の内容に関し、特段不合理な点は見当たらないこと。

ケ. 一般株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上

- ・ 本意見表明プレスリリースにおいては、一般株主が取引条件の妥当性等についての判断に資する重要な情報として、以下の開示がなされる予定であること。
- ・ 本特別委員会について、(a)委員の独立性や専門性等の適格性に関する情報、(b)特別委員会に付与された権限の内容に関する情報、(c)特別委員会における検討経緯や、交渉過程への関与状況に関する情報、(d)特別委員会の判断の根拠・理由、答申書の内容、(e)委員の報酬体系等
- ・ 当社算定書については、特に DCF 法について、(i)算定の前提とした当社のフリー・キャッシュ・フロー予測、及び当該予測が本取引の実施を前提とするものか否か、(ii)算定の前提とした財務予測の作成経緯、(iii)割引率の種類や計算根拠、(iv)フリー・キャッシュ・フローの予測期間の考え方や予測期間以降に想定する成長率等の継続価値の考え方
- ・ その他、本取引の実施に至るプロセスや交渉経緯等

3. 本取引の条件（本公開買付けにおける買付け等の価格を含む。）の妥当性

以下の点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本公開買付価格は、当社算定書における市場株価法及び類似会社比較法による算定結果の上限を上回っており、DCF 法による算定結果の範囲内であること、本取引の公表日前日である 2024 年 10 月 28 日、直近 1 ヶ月間、直近 3 ヶ

月間及び6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム水準としては一定のプレミアムが付された水準であると評価できること、豊田通商の当初の提示価格から300円の引き上げに成功していること、本スクイズアウト手続を含む本取引に係るスキーム・条件に関して、不合理な内容は特段見当たらない等の事情も踏まえ、本取引に係る取引条件（本公開買付価格を含む。）の公正性・妥当性が確保されていると考えられる。

ア. 大和証券からの当社算定書の取得

- ・ 当社が、豊田通商グループ及び当社グループから独立した第三者算定機関及びファイナンシャル・アドバイザーである大和証券から取得した当社算定書によれば、本株式の1株当たり株式価値は、市場株価法によると1,697円から1,867円、類似会社比較法によると1,981円から2,275円、DCF法によると2,327円から2,712円、とされているところ、本公開買付価格（2,400円）は、市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果のレンジの上限を上回っており、DCF法による算定結果のレンジの範囲内であること。
- ・ そして、本特別委員会は、大和証券から株式価値評価に用いられた算定方法等について詳細な説明を受けるとともに、大和証券及び当社に対して、評価手法の選択、類似会社比較法における類似会社及びマルチプルとして用いた指標の選定、DCF法による算定の基礎となる当社の事業計画、当該事業計画に基づく財務予測、継続価値の算定方法、割引率の算定根拠、必要運転資金等に関する質疑応答を行った上で検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかったこと。
- ・ 特に、事業計画については、当社が通常策定する中期経営計画と同様のプロセス・方法で作成されており、豊田通商グループが当社の事業計画の作成に際して不当な関与や影響を及ぼした事実はなく、その前提条件及び作成経緯・過程に照らしても合理的なものであると認められること。また、2025年3月期の業績予想については、足元業績を踏まえた修正が行われているが、その修正経緯及び過程の合理性についても当社の説明に基づき確認していること。
- ・ したがって、大和証券による当社の株式価値算定の内容は合理的なものであると考えられること。

イ. プレミアムの水準について

- ・ 本公開買付価格（2,400円）は、2024年10月28日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,697円に対し41.43%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,731円に対して38.65%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,747円に対して37.38%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,867円に対して28.55%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であるこ

と。

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大による短期的な景気悪化を大幅に含まないものと考えられ、かつ直近の実例である 2022 年 11 月から 2024 年 10 月までの 2 年間に公表され、かつ成立した親会社による上場子会社の完全子会社化事例におけるプレミアムの実例 20 件（プレミアム水準の平均値は、公表日の前営業日が 38.29%、過去 1 ヶ月間が 41.43%、過去 3 ヶ月間が 39.57%、過去 6 ヶ月間が 39.14%であり、プレミアム水準の中央値は、公表日の前営業日が 36.02%、過去 1 ヶ月間が 38.83%、過去 3 ヶ月間が 38.92%、過去 6 ヶ月間が 36.96%）であることから、本公開買付価格は、過去の類似事例におけるプレミアム水準と比べて、過去 6 ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム 28.55%は本取引に類似する過去事例におけるプレミアム水準（約 40%）を下回るものの、過去事例において、28.55%を下回るプレミアム水準の案件が 6 件存在しており、公表日の前営業日の終値に対するプレミアム 41.43%は過去事例におけるプレミアム水準（約 40%）を超えており、過去 1 ヶ月間及び過去 3 ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム 38.65%及び 37.38%は過去事例におけるプレミアム水準（いずれも約 40%）と遜色のないものと認められること。

ウ. 豊田通商との協議・交渉の内容について

- ・ 当社は、本特別委員会が本取引の条件が妥当でないと判断した場合には本取引に賛同しないことを決定した上で、本特別委員会を設置し、当社及び本特別委員会は、本特別委員会が事前に承認した交渉方針に従い、少数株主の利益保護の観点から、公開買付価格に関する協議・交渉を豊田通商との間で複数回にわたって行ったこと。
- ・ 本取引の検討に関する議題の審議、当社の立場における本取引の検討及び本取引に係る豊田通商との協議・交渉には、豊田通商との利害関係を疑われるおそれがある取締役を関与させない措置が講じられたこと。
- ・ 以上を踏まえると、当社と豊田通商との間における本取引の取引条件に関する交渉過程においては、独立当事者間取引と同視し得る状況が確保されていたと認めることができること。
- ・ また、当社及び本特別委員会は、大和証券を通じて、本特別委員会が承認した方針に従い価格交渉を実施し、3 回にわたる価格引上げを行い、豊田通商の当初提案額（1 株当たり 2,100 円）から、最終的に総額 300 円（本公開買付価格 2,400 円と当初提案額の差額）の引き上げに成功していること。

エ. その他本取引に係るスキーム・条件の妥当性について

- ・ 本取引は、金銭対価による公開買付けとその後のスクイーズアウトによ

る完全子会社化スキームであるところ、豊田通商の株式を対価とする株式交換の手法等を利用することにより、当社の少数株主に対して統合後のシナジー効果を享受させるスキームも別途考えられるが、豊田通商と当社の企業規模が異なるため、当社の株主が、本取引実施後も豊田通商の株主となることで、当社事業の将来のシナジーを享受することができるとはいいいにくい状況にあること。

- ・ また、本取引に係るスキームは一般的な完全子会社化の手法として用いられるものであり、さらに、本公開買付価格は上記で述べたとおり、合理的な金額であると評価することができることから、本取引のスキームを採用すること自体が不合理であるとはいえないこと。
  - ・ 次に、本スクイズアウト手続においては、本公開買付けに応募しなかった当社株主に対し最終的に金銭が交付されることになるが、当該手続において交付される金銭の額は、本公開買付価格に当該株主が所有している当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定されること、当該金銭の額についても、本公開買付価格と同様の考え方により、合理的な金額であると評価できること。
  - ・ その他、本取引に係るスキーム・条件に関して、不合理な内容は特段見当たらないこと。
4. 本取引（当社取締役会が本取引に関する決定を行うことを含む。）が当社の少数株主にとって不利益なものでないか  
上記1乃至3を踏まえ、本取引は当社の少数株主にとって不利益ではないと考えられる。
5. 当社取締役会が、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことの是非  
上記1乃至4を踏まえ、当社取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を表明することは適切であり、当社の少数株主にとって不利益ではないと考えられる。

#### ④ 当社における独立した法律事務所からの助言

上記「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、当社は、豊田通商及び当社グループから独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点等に関する法的助言を受けております。

また、本特別委員会において、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の独立性及び専門

性・実績等に問題がないことを確認のうえ、その選任の承認を受けております。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、豊田通商及び当社グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。アンダーソン・毛利・友常法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

#### ⑤ 当社における独立した検討体制の構築

上記「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、当社は、豊田通商から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、2024年7月18日以降、当社は、本取引に関する検討(当社株式の価値算定の基礎となる事業計画の作成を含みます。)並びに豊田通商との協議及び交渉を行うプロジェクトチームを検討のうえ、設置し、そのメンバーは、豊田通商グループ(当社グループを除く。)各社の役職員を兼務しておらず、かつ過去に豊田通商グループ(当社グループを除く。)各社の役職員としての地位を有していたことのない当社の取締役2名をはじめとする当社の役職員8名から構成されるものとし、かかる取扱いを継続しております。加えて、当社の代表取締役社長である横出彰氏は、豊田通商の出身者(2018年7月付で当社に転籍)であるものの、当社の代表取締役社長として当社の企業価値向上の観点から本取引の検討及び交渉をするにあたって不可欠で代替できない知識及び経験を有していること、当社への転籍は2018年7月付であり豊田通商在籍時に本取引について検討をしていないこと及び豊田通商との間で何らの契約も締結しておらず指揮命令関係にないこと等の事情を鑑み、本取引に係る検討、交渉及び判断を行っております。また、かかる取扱いを含めて、当社の検討体制(本取引の検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。)に独立性・公正性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ております。

#### ⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、大和証券から得た財務的見地からの助言、本特別委員会から入手した本答申書、豊田通商との間で実施した複数回にわたる継続的な協議の内容並びにその他の関連資料を踏まえ、豊田通商による本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて慎重に協議・検討を行った結果、上記「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、2024年10月29日開催の当社取締役会において、本取引により「a. 国内顧客基盤の強化による事業規模の拡大」、「b. グローバルへの事業展開」、「c. 新たな市場への事業領域の拡大」及び「d. 人材交流の拡大による当社グループ総合力の強化と高付加価値の提供」のシナジーが得られ、ディス

シナジーは限定的であることから本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり本取引の目的は合理的であるものと判断し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、大和証券による当社株式に係る株式価値算定結果において、市場株価法及び類似会社比較法による算定結果の上限を上回っており、DCF法による算定結果の範囲内であり、本公開買付けの公正性を担保するための措置が講じられている等の理由より、本取引に係る取引条件（本公開買付け価格を含む。）の公正性・妥当性が認められるものと判断し、当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することを決議しております。

上記の当社取締役会においては、当社が豊田通商の子会社であり、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、当社取締役会における審議及び決議がこれらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、当社の取締役9名のうち、豊田通商の従業員を兼務している小松洋介氏、豊田通商からの出向者である大越浩一氏及び辻直人氏、並びに、豊田通商の子会社であるトーマンデバイスの社外取締役である前田辰巳氏の4氏を除く5名の取締役において審議のうえ、全員一致により上記の決議を行っております。一方で、上記取締役会における審議及び決議に参加した当社の取締役のうち、当社の代表取締役社長である横出彰氏は、豊田通商の出身者（2018年7月付で当社に転籍）であるものの、当社の代表取締役社長として当社の企業価値向上の観点から本取引の検討及び交渉をするにあたって不可欠で代替できない知識及び経験を有していること、当社への転籍は2018年7月付であり豊田通商在籍時に本取引について検討をしていないこと及び豊田通商との間で何らの契約も締結しておらず指揮命令関係にないこと等の事情を鑑み、当社の立場において本取引に関する検討並びに豊田通商との協議及び交渉に参加しております。当社の社内の構築した本取引の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する当社の役員の範囲を含みます。）は、当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ております。また、上記の取締役会には、豊田通商の完全子会社であるネクスティ エレクトロニクスの監査役である伊藤弘氏を除く監査役3名全員が出席し、出席した監査役の全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べております。

また、当社の取締役のうち、大越浩一氏、辻直人氏、小松洋介氏及び前田辰巳氏の4名並びに当社の監査役のうち伊藤弘氏は、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、これらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、上記取締役会を含む本取引に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、当社の立場で本取引の協議及び交渉に参加しておりません。

#### ⑦ 取引保護条項の不存在

当社及び豊田通商は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、

本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑧ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

豊田通商は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、豊田通商が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、本株式売渡請求をすること又は会社法第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しており、当社の株主の皆様に対して、株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 本株式売渡請求又は本株式併合をする際に、当社の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（当社及び豊田通商を除きます。）の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとすることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

また、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間は20営業日であるところ、豊田通商は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期間である30営業日としているとのことです。公開買付期間を比較的長期にすることにより、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

#### 4. 今後の見通し

本株式売渡請求に対する当社による承認の決定後における当社の経営体制の予定、方針・計画等につきましては、今後、当社及び豊田通商の間で協議・検討する予定です。

#### 5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

豊田通商は当社の支配株主（親会社）であり、本公開買付けに関する意見表明は、支配株主との取引等に該当します。当社は、2024年6月26日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「親会社等との取引に際して当社は、取締役会規則において、これに関与する可能性のある取締役または監査役は、事前に取締役会事務局に対し、その妥当性を告知することとしております。また、当社が主要株主等と取引するにあたっては、価格その他の取引条件について個別に交渉の上、一般取引先と同様の条件に従っております」と示しております。当社は、本株式売渡請求の承認を含む本取引に関して、上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関す

る判断の根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」のとおり、構造的な利益相反の問題に対応し、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公平性を担保するための措置を講じており、かかる対応は上記指針に適合しているものと考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」のとおり、本株式売渡請求を含む本取引は、当社にとって支配株主との取引等に該当することから、当社は、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避したうえで判断しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2024年10月28日、本特別委員会から、当社取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し、本公開買付けに応募することの推奨を決議することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える旨を内容とする本答申書を入手しております。詳細は、上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「(iii) 判断内容」をご参照ください。なお、本答申書は、本株式売渡請求を含む本取引に関するものであることから、当社は、本株式売渡請求の承認に際しては、支配株主と利害関係のない者からの意見を改めて取得しておりません。

以上